

入学料減免及び徴収猶予出願の手引き

● 対象者

次に該当する場合には予算の範囲内で、選考の上、入学料が減免又は徴収猶予されることがあります。

- 経済的理由により納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 入学前1年以内において、入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）
が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※ただし、学資負担者の死亡の場合であっても、退職金・生命保険金等の受給があり、入学料の納付が著しく困難であると認められない場合等は徴収猶予の対象となりません。

● 出願時の提出書類

選考は申請者の属する世帯全員の収入金額等を参考に行いますので、以下の書類を提出してください。

なお、提出された個人情報入学料減免及び徴収猶予選考以外の目的に利用することはありません。

※様式は本学 HP（教育・学生支援 >> 学生生活 >> 授業料免除・徴収猶予）からダウンロード。

提出書類	日本人	私費外国人留学生
入学料減免願書（様式 3）	○	○
経済状況申告書（様式 5）	○	○
世帯全員の住民票	○	○
世帯全員の令和7年度所得証明書※ ¹ （ <u>未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要</u> ）	○	○※2
私費外国人留学生生活報告書（様式 8）	×	○
私費外国人留学生指導教員意見書（様式 9）	×	○
授業料等減免に係る帰国（渡航）予定調査（様式 10）	×	○
その他添付書類（別添参照）	該当者のみ	該当者のみ

○：提出必須、×：提出不要

※1 市区町村から発行される、令和6年分所得に関する証明書（収入がない場合は「非課税証明書」）

臨時収入がある場合は、収入の内容が記載された書類を併せて提出してください。

※2 来日して1年未満のため所得証明書が発行できない場合は、経済状況報告書（様式5）及び私費外国人留学生生活報告書（様式8）から経済状況を確認します。

● 出願書類の提出について

提出場所 : 〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学学務課学生支援係（☎077-548-2072）

提出期限 : 入学手続き時

● 減免決定の時期及び通知方法

決定時期 : 11月下旬（予定）

通知方法 : 郵送（私費外国人留学生の場合、所属講座宛てに学内便にて送付します。）

● 徴収猶予の出願方法

入学料の徴収猶予を受けようとする者は、「入学料徴収猶予許可願（様式4）」を提出してください。

提出場所・期限及び減免決定時期等は、入学料減免と同様です。

制度の適応を受けることで、当該年度3月末日まで入学料の徴収が猶予されます。

● 注意事項

1. 書類は楷書で丁寧に記入してください。記入漏れ、判読困難等によるものは、不備として選考から除外する場合があります。
2. 経済状況申告書の住所等については令和7年10月1日現在で記入してください。なお、未定の場合は空欄のまま提出し、確定後に学務課へ届け出てください。また、同一世帯の中で、所得のない者（就学者及び未就学児を除く）については、現状がわかるように記入してください。
3. 故意に、記載内容を事実と相違させていると判断した場合、減免許可決定後でも取り消します。
4. 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定します（様式6を提出すること）。
 - ①所得税法及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
 - ②父母等と別居している者
 - ③本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者
5. 減免不許可となった者は、原則として入学料を一括納入することとなっています。
6. 出願者は減免または徴収猶予の可否が決定するまでは、入学料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに入学料を納付した場合は、減免の対象となりませんので十分注意してください。
7. 減免又は徴収猶予の不許可と決定された場合は、指定された期日までに入学料の納付がなければ除籍となることがあります。

以上

◎ 該当者が提出する書類（※本学所定用紙以外は写しでよい）

条件	提出書類
下宿等している場合	○アパートの契約書
学資負担者が死亡した場合	○死亡証明書等 ○保険金・退職金等の支払証明書 ○遺族年金等の受給を明らかにする書類
学資負担者等が風災害等の被害を受けた場合	○罹災（被災）証明書、盗難届証明書 ○罹災、盗難により必要とした経費の証明書等
障害のある者がいる場合	○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、医師の診断書等
長期に療養を要する者がいる場合	○入院証明書、医師の診断書、介護保険証等 ○治療費・入院費等の領収書、支払証明書 ○健康保険組合等から療養費の補てんを受けた場合はその領収書等
主たる生計維持者が別居している場合	○生活費（住居費、光熱・水道料、家具・家事用品の1ヶ月分）の明細 ○直近6か月の領収書
年金の受給者がいる場合	○源泉徴収票、年金支払通知書、年金改定通知書
就職・転職した者がいる場合	○年収見込証明書、給与支払証明書、給与支給明細書（直近3か月分）
退職（予定）者がいる場合	○退職証明書（辞令等） ○退職金支給（予定）証明書、退職金源泉徴収票
病気等により休職している給与所得者がいる場合	○傷病手当金通知書等
失業給付金の受給者がいる場合	○雇用保険受給資格者証
生活保護世帯である場合	○保護決定（変更）通知書
兄弟姉妹が国立学校に在学している場合	○授業料免除状況証明願（様式7）
兄弟姉妹が国立学校以外に在学している場合	○在学証明書又は令和7年10月1日以降有効なことが証明できる 学生証（写）（高等学校までは不要）
独立生計者である場合	○独立生計申立書（様式6）
奨学金（給付型）を受給している場合	○奨学金の受給（2024年分）を確認できる書類
農業・漁業・畜産業等において奨励金、補助金等を交付された場合	○当該奨励金、補助金等の金額がわかる書類